

京都市桂川福祉ホーム条例を廃止する条例（平成22年3月30日京都市条例第66号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市桂川福祉ホームは、民間事業者の実施する事業が充実したことから、設置の必要性及び効果が低下したため、廃止することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市桂川福祉ホーム条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第66号

京都市桂川福祉ホーム条例を廃止する条例

京都市桂川福祉ホーム条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「桂川福祉ホーム」を削る。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)